

沖縄県の概況（グラフ誌） 制作業務委託契約書 （案）

沖縄県知事 玉城康裕（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
とは、沖縄県の概況（グラフ誌）の制作に関する業務を甲が乙に委託することについて、
次の条項により契約を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、以下に定める条項の信義に従い、別紙「沖縄県の概況（グラフ誌）
制作に関する仕様書」に基づき誠実に履行するものとする。

（名称等）

第2条 委託する業務の名称及び契約期間は次のとおりとする。

- （1）委託業務の名称 沖縄県の概況（グラフ誌）制作委託業務
- （2）契約期間 契約締結の日から
令和9年3月31日まで

（委託料）

第3条 甲は、前条に定める委託業務につき乙に対し、委託料 円を
支払う。（うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額は 円）

（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並び
に地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分
の10を乗じて得た額である。

（委託料の支払い方法）

第4条 前条の委託料の支払いは、乙が制作物を納品した後、甲の検査に合格した場合
に限り、乙の適法な支払い請求書を甲が受理した日から30日以内に支払うものとする。

（契約保証金）

第5条 甲は、乙が納入すべき契約保証金については、沖縄県財務規則（昭和47年規則
第12号）第101条第1項の規定に基づき、契約金額の100分の10以上の契約保証金
を納付するものとする。ただし、同条第2項の各号のいずれかに該当すると認められ
る場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

（著作権）

第6条 この契約に基づいて制作された制作物の著作権はすべて甲に帰属し、乙は、甲
の許可なくしてこれを使用してはならない。

（報告等）

第7条 甲は必要とあるときには、乙に対して委託業務の処理状況、その他必要な報告
を求め、また、必要な指示をすることができる。

（再委託等の禁止）

第8条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせ
てはならない。

- 2 乙は、甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請け
負わせてはならない。
- 3 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団
（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条

第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせてはならない。

- 4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、10 日前までに再委託承認申請書（様式1）を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。ただし、甲が仕様書で示した「うち、その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。
- 5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請け負わせた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請け負わせた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

（本誌の制作用に撮影された写真等の使用）

第9条 乙が本誌の制作用に新たに撮影した写真等のデータは、甲に電子媒体により提出するものとし、事後、甲が自由に使用できるものとする。ただし、第三者から提供を受けた写真等はこの限りでない。

（委託業務の変更中止等）

第10条 甲は必要があると認めるときには、委託業務の内容を変更することができる。この場合において、委託期間、または、委託料を変更する必要があるときは、甲、乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

（成果物を完納できない場合の損害賠償）

第11条 甲は、乙が正当な理由なくして納期までに完納できない場合は、遅延賠償金として、納期の翌日から起算し、遅延日数に応じて、当月分請求額に対し年3.0パーセントの割合に相当する金額を徴収する。ただし、天災地変など乙の責に因らない場合は、この限りでない。

（契約違反の処置）

- 第12条 乙が前条に違反した場合の処置の方法については、甲乙協議の上、決めるものとする。
- 2 乙が前各条に違反し、又は過失若しくは怠慢により甲に著しい損害を与えたと認められる場合は、前項の規定にかかわらずこの契約を解除することができる。
 - 3 前項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害が生じて、甲はその責任を負わないものとする。

（契約解除）

- 第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 乙の責に帰すべき事由により、契約期間内に契約業務を完了する見込みがないことが明らかであると認められるとき。
 - (2) 乙が本契約に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。
 - (3) 法人等の（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者

をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

(4) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 甲は、前項の契約解除により損害を受けた場合は、乙に対し、損害賠償を請求することができる。

(天災等による契約不履行)

第14条 天災等の事故のため契約の履行ができない場合は、乙の責任とはならない。

2 前項の理由により契約の履行が出来ない場合には、甲乙協議の上、決定するものとする。

(守秘義務)

第15条 甲及び乙は、この契約の履行に関し、知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、または利用してはならない。この契約の終了後又は解除後も同様とする。

(契約不適合責任)

第16条 甲は、成果物の提出を受けたときから1年以内に限り、乙の契約の不適合について、本件成果物の補修を求めることができる。

(紛争の解決)

第17条 本誌掲載業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

(消費税率の改定に伴う留意事項)

第18条 本契約において、契約期間中途において消費税等の率が改正された場合には、甲乙協議の上、改正後の税率により定めるものとする。

(価格等の変動若しくは変更に伴う留意事項)

第19条 本契約において、契約期間中途において価格等の変動若しくは変更に基づく対価又は契約内容の変更の必要が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(個人情報の取扱い)

第20条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第21条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

2 甲は、本契約の履行に関し必要があると認められるときは、乙に対して委託業務の

実施状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(帳簿等の整備及び保存)

第 22 条 乙は、委託業務に要する経費について、その収支を明らかにした専用の帳簿等を備え、かつ、全ての証拠書類を整備しなければならない。

2 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。

(1) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等

(2) 前号の者ごとにおいて実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等

3 乙は、前 2 項の帳簿等を委託業務の完了する日の属する年度終了後 5 年間保存しておかななければならない。

(協議)

第 23 条 この契約に定めのない事項で約定の必要があるとき又はこの契約に関して疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この契約を証するために、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

甲 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
 沖縄県知事 玉城 康裕

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知等)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第 10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第 2 に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第 11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）については自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法（監督責任者の氏名を含む。）

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第 12 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。

3 乙は、前 2 項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第 1 項及び第 2 項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 乙は、第 1 項及び第 2 項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。

6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(検査及び報告)

第 13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

(事故報告)

第 14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項の事案が発生した場合（おそれがあるものを含む。次項において同じ。）、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

(指示及び報告)

第 15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(契約解除)

第 16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第 17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

(注) 1 「甲」は委託者（沖縄県）、「乙」は受託者をいう。